平成２５年（フ）第５０号
福岡県久留米市御井町1770番地１、前住所福岡県久留米市合川町143番地12の２　ハウスワンセルフ南棟
債務者　岡部　景子
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１１８号
福岡県久留米市御井町2170番地３　サンハイツ村井Ｂ棟101号
債務者　田川里奈子
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第８２号
佐賀県西松浦郡有田町南原甲706番地74
債務者　原田真知子
１　決定年月日時　平成25年６月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第７１号
鹿児島県大島郡徳之島町母間9532番地２
債務者　廣田　　鎌
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第２７号
鹿児島県大島郡喜界町大字中里908番地　とみたハイツＢ棟103号室
債務者　伊藤　秀嘉
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第２０７号
茨城県取手市新町６丁目23番11号
債務者　嵐田　　厚
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第６１号
茨城県牛久市上柏田２丁目21番地31フローレスＳＵＺＵＫＩ202、前住所茨城県牛久市ひたち野西３丁目22番地17ベルデひたち野102
債務者　齋藤　　勉
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第６２号
茨城県稲敷郡河内町生板2084番地３
債務者　池田　和彦
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第６３号
茨城県龍ケ崎市２番地116　２棟203号室
債務者　市瀬　哲平
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第６９号
茨城県稲敷郡河内町長竿1637番地１
債務者　横田　至誠
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第７８号
長野市青木島町綱島224番地１　卯月荘７号室
債務者　丸山いづみ
１　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１２号
長野県木曽郡王滝村3159番地43
債務者　田中　新一
１　決定年月日時　平成25年６月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第２７号
長野県諏訪市大字上諏訪13330番地31　48―２
債務者　塩澤平八郎
１　決定年月日時　平成25年６月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第３６２号
兵庫県宝塚市安倉西４丁目602番地　レオパレスＡＫＵＲＡⅡ204、前住所兵庫県宝塚市旭町１丁目６番10―208号
債務者　奥村　陽子
１　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第７７号
兵庫県宝塚市高司１丁目７番17号
債務者　石川　英一
１　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第７８号
兵庫県宝塚市高司１丁目７番17号
債務者　石川美恵子
１　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部